

単品スライド条項適用に伴う実施フロー

	発注者	受注者
① 単品スライド請求		単品スライド条項適用の請求書「 <u>様式-1</u> 」を発注者に提出。添付資料として請負代金額変更請求額概算計算書「 <u>様式-1-1</u> 」
② 単品スライド協議開始日の通知	発注者は、請求書を受理した日から7日以内に協議開始日を受注者に「 <u>様式-2</u> 」にて通知する。	
③ 単品スライド協議資料提出		受注者は、②で通知があった協議開始日までに、協議資料を「 <u>様式-3</u> 」「 <u>様式-3-1</u> 」「 <u>様式-3-2</u> 」「 <u>様式-3-3</u> 」にて取りまとめの上、発注者に提出する。 あわせて、上記様式に記載した購入先、購入単価、購入数量等を証明できる資料を添付する。
④ 単品スライド協議	発注者と受注者は、協議期間中（14日以内）に単品スライド条項に基づく請負代金額変更の基礎となる対象材料を確定させる。	
⑤ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の対象資材確定の通知	発注者は、④の協議結果、単品スライド条項に基づく請負代金額変更の対象資材について、「 <u>様式-4</u> 」にて受注者に通知する。 ただし、④の協議の結果、単品スライド条項に基づく請負代金額変更の基礎となる対象資材が確認されなかった場合は、「 <u>様式-5</u> 」にて受注者に通知する。	
⑥ 単品スライド条項に基づく変更請負代金額の算定	発注者は、「 <u>様式-4</u> 」の資材を対象に、スライド条項適用に伴う変更請負代金額を算定し、額を確定する。	
⑦ 単品スライド条項に基づく変更請負代金額の協議開始	発注者は、⑥にて請負代金額を算定した額について「 <u>様式-6</u> 」で受注者と約款25条第7項に基づく協議を行う。	
⑧ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の契約		受注者は⑦の協議内容について、異存がなければ、「 <u>様式-6</u> 」に基づき変更契約書を作成して発注者に提出。
<p>「佐伯市公共工事請負契約約款第25条第5項の運用について（通知）」の「7. 部分払い時の取扱い」の様式は、様式-7, 8を使用すること。</p> <p>様式-7：「出来型確認要求書」 様式-8：「出来型確認通知書」</p>		

申請・協議の手続きについて

